

34 国体明徴に関する内閣通牒の趣旨徹底方通牒

〔昭和十年十月〕

官文一八一号	裁決	10月16日	文書課長	(内田)
定	送	10月16日	起案者	(内田)

昭和十年十月十六日起案

文書課長 (阿原)

大臣 花押 (松田)

次官 (三邊)

専門学務局長 後伺 (青光)

普通学務局長 (河原)

実業学務局長 代 (若松)

社会教育局長 (山川)

思想局長 (伊東)

宗教局長 代 (橋本)

政務次官 後伺

参与官 後伺 (山科)

通牒案

年月日

〔14〕本省各局部課長

一 北海道庁長官、府県知事

文部次官

(下 札)

〔加筆〕
〔47〕
〔129〕
〔134〕

帝国大学総長、官立大学長

高等師範学校長、直轄諸学校長

公立大学専門学校高等学校長

直轄各部長 (直轄学校長ヲ除ク)

〔加筆〕
〔69〕神仏各教宗派管長

〔加筆〕
〔22〕基督教重立者

今般内閣書記官長ヨリ別紙通牒有之タルニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ周知徹底セシメラレ度此段依命通牒ス

(別紙)

内閣閣甲第八〇号

昭和十年十月十五日

内閣書記官長 白根竹介 印

文部次官 三邊長治殿

通牒

本日別紙ノ通声明相成候条御了知相成度

※曩ニ政府ハ国体ノ本義ニ関シ所信ヲ披瀝シ以テ国民ノ嚮フ所ヲ明ニシ愈々其精華ヲ發揚センコトヲ期シタリ

抑々我国ニ於ケル統治権ノ主体カ天皇ニマシマスコトハ我国体ノ本義ニシテ帝国臣民ノ絶対不動ノ信念ナリ帝国憲法ノ上諭並ニ条章ノ精神亦茲ニ存スルモノト拝察ス然ルニ漫リニ外国ノ事例ヲ援イテ我国体ニ擬シ統治権ノ主体ハ 天皇ニマシマスシテ国家ナリトシ 天皇ハ国家ノ機関ナリトナスカ如キ所謂天

皇機閑説ハ神聖ナル我 国体ニ戻リ其本義ヲ愆ルノ甚シキモノニ
シテ蔽ニ之ヲ芟除セサルヘカラス政教其他百般ノ事項総テ万邦
無比ナル我 国体ノ本義ヲ基トシ其真髓ヲ顯揚スルヲ要ス政府ハ
右ノ信念ニ基キ茲ニ重ネテ意ノアルトコロヲ闡明シ以テ 国体觀
念ヲ愈々明徴ナラシメ其実績ヲ収ムル為全幅ノ力ヲ効サンコト
ヲ期ス

(※印以下重複に付き省略)

(注記 1)

「記録掛 / 12・12・17」

(注記 2)

「一六」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔^{中山}種別 い一 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 各局部課等へ通牒

国体明徴ニ関スル内閣通牒ノ趣旨徹底方ノ番号 官文一八一ノ結

了年月日 昭二〇、一〇、一六 / 保存年限 ムキ / 枚数 4

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕
文部省 3A, 30-5, 1045